

平成30年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画(案)の概要

「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」

- ・滑走路地区の未探索の壕(1箇所)の掘削及び探索済みの壕(2箇所)の再確認。
- ・滑走路地区の高性能地中探査レーダの反応箇所は、できる限り速やかに、全て掘削。
- ・上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容。
- ・滑走路地区の掘削・遺骨収容と並行して、外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施。

平成25年12月11日硫黄島に係る遺骨収集
帰還推進に関する関係省庁会議決定

「平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」(修正案)

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容を5年間で実施。

- ・未探索の壕1箇所の掘削、探索済みの壕2箇所の再確認。【平成26～30年度】
- ・探査レーダ反応箇所1,798箇所を全て掘削。【平成26～29年度】
- ・滑走路周辺部等で確認されている探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の地上部分でボーリング調査等を実施。【平成30年度】
- ・改良型地中探査レーダの開発。【平成30年度】

平成26年3月26日硫黄島に係る遺骨収集
帰還推進に関する関係省庁会議決定
平成27年4月14日同会議修正
平成29年4月13日同会議修正

※ 掘削及び遺骨収容の状況は随時、厚生
労働省のホームページで公表。

上記終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手。

2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容を5年間で実施。【平成26～30年度】
3. 平成23年度から25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨収容を実施。【平成26～30年度】
4. 滑走路地区周辺以外で確認されている探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の地上部分でボーリング調査等を実施【平成30年度～】

「平成30年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画」(案)

1. 滑走路地区及び庁舎地区について、次のとおり実施。
 - ①未探索の壕(1箇所)の調査結果を踏まえ、閉塞地点の先の掘削方法を検討する等、引き続き調査を行う。
 - ②庁舎地区の探査レーダ反応1,559箇所中、同年度に実施可能な箇所の掘削を行う。
 - ③滑走路周辺部(庁舎地区を含む)で確認されている探索済みの壕のうち、地下10m超の深度が推定される壕について、構造解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を実施する。
 - ④地下10mを超える深度までの探査が可能な、測定速度を速めた改良型地中探査レーダの開発を行う。
2. 外周道路外側の平成30年度調査予定区域並びに平成27年度から平成29年度調査区域の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所からの遺骨収容を実施。
3. 滑走路地区周辺以外の探索済みの壕について、構造解析を行い、閉塞地点の先に該当する地上部分でボーリング調査等を実施する。